

各 施 設 長 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

平成 26 年度特別支援学校等卒業予定者利用調整会議の開催について（通知）

厳寒の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、本市の障害者福祉行政に対し御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、特別支援学校卒業生等の日中活動の場を確保するため、次のとおり特別支援学校等卒業予定者利用調整会議を開催いたしますのでお知らせします。

1 利用調整会議

- (1) 開催日 平成 26 年 2 月 6 日（金） 13:30～17:00
(2) 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 1 4 階こども本部会議室

2 出席者（委員）

利用調整を要する施設の長 川崎・宮前福祉事務所長 障害保健福祉部長
障害者更生相談所長 障害福祉課長

3 対象施設（参考資料 1 参照）

利用希望を集約した結果、別紙対象施設のうち次の(1)に該当する施設については、利用調整会議に出席していただきます。対象となる施設には、別途、会議の時間帯を通知いたします。

- (1) 障害福祉通所系サービス ①生活介護 ②就労継続支援（B型）のうち希望者数が受入可能数を上回る施設。

※ 受入可能数に余裕があるが、何らかの事情により希望者の受入ができない施設も含まれます。

- (2) 希望者すべての受入が可能な施設 ⇒ 会議は開催せず、電話で確認の上内定します。
(3) 希望者がいない施設 ⇒ 特に障害福祉課からの連絡はいたしません。

4 会議資料

下記対象施設については、各福祉事務所から送付された「特別支援学校等卒業予定者利用希望連絡表（第 1 号様式）」（参考資料 2）を基に別紙の「利用調整会議資料（第 2 号様式）」【別紙】を作成し、1 月 30 日（金）までに障害計画課松澤まで郵送または、メールにて提出してください。

※メールの場合、パスワード設定いただくか名前は空欄でお願いします。

※「特別支援学校等卒業予定者利用希望連絡表（第 1 号様式）」については、1 月 19 日（金）までに各施設に提出するよう福祉事務所へ依頼しています。

- ① 別紙利用調整会議対象施設のうち 上記 3（1）に該当する施設
② 就労継続 B 型事業所

昨年同様、「特別支援学校高等部卒業者に係る就労継続支援 B 型の利用の経過措置の取り扱い」（平成 25 年 4 月 4 日障障発 0404 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長通知）により利用調整会議にて意見を要請します。

5 その他

利用調整の結果については、2 月 16 日（月）以降に各福祉事務所から本人、保護者及び学校へ連絡することとしております。

不明な点等ありましたら、担当までご連絡ください。

（障害計画課 松澤 担当）
電話 200-3796
FAX 200-3932
E-Mail matsuzawa-a@city.kawasaki.jp